

第十五号

建築基準法施行条例の一部改正について

建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十七年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第四項中「令第百十五條の二の二第二項第一号に掲げる技術的基準」を「二時間準耐火基準」に改める。

第二十二條の三中「甲種防火戸若しくは乙種防火戸」を「法第二條第九号の二ロに規定する防火設備」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。